

平成27年 7月22日

北海道新聞社代表取締役 広瀬 兼三 様

## 慰安婦記事についての公開質問状Ⅲ

慰安婦問題の貴紙報道について、前社長様に2度ご質問を差し上げましたが、個々の質問への直接の回答を頂いておりません。率直に申し上げれば、私共の素朴な疑問が体よくはぐらかされたとの思いを禁じえません。これは御社の編集綱領など経営の基本方針に由来するのではとの邪推さえ生ずる次第です。そこで、これらに遡った上でお尋ねいたします。

御社が加盟している日本新聞協会は倫理綱領を公開しております。当然、御社もこれに同意の上参加活動をされているものと推察いたします。この綱領に「新聞は歴史の記録者」との言葉があります。新聞紙そのものは毎日読まれ捨てられるモノです。各社は同時代の記録を縮刷版として残し或いは記事検索システムを構築し記事の保存に努めております。恐らく、これがそのための具体的行為なのでしょう。また、御社の編集綱領にも「迅速・正確」の文字が見えます。これらは記事に捏造・誤報や混同などが有った場合は後世が誤った判断をしないように正確に訂正した上で記録として残すと言う意味だと理解します。これらを踏まえて、以下に三度目のお尋ねをいたします。

- 一、公開質問状に「紙面を読み」との回答を頂きましたが、これは貴社の一般的な対応ルールなのか。
- 二、23年間取消さなかったのは「迅速」とは思えませんが、その理由は何か。
- 三、喜多記者の元慰安婦・金学順氏へのインタビュー記事は正確な報道なのか。
- 四、青木隆直記者の記事は「信憑性が薄い」との事ですが、「薄い・濃い」の基準は何か。
- 五、記事は一件のみ取り消しましたが、同じ内容の他記事はなぜ取り消さないのか、その理由は何か。
- 六、喜多記者による記事「韓国紙・東亜日報が一面トップ記事」として紹介の『韓国民に新たな衝撃を与えている』は裏付けをとり正確に報道したものではなかったのか。
- 七、国益を毀損した記事の再発防止の具体的編集方針を示して頂きたい。
- 八、貴社による誤報や捏造と言わざるを得ない記事の責任を道民にどのように示すのか。

なお、上記は平成26年11月17日の御紙記事を私共なりに熟読した上でのお尋ねであることを念のため申し添え、来る8月5日までご回答頂きますようお願い申し上げます。

日本会議 北海道本部理事長 田下昌明  
(連絡先) 〒060-0004 札幌市中央区南1条西8丁目10-3 第28桂和ビル7階  
TEL(011)209-3022 FAX(011)209-3023 専務理事 武谷洋三

